一関市営建設工事請負契約書別記第25条第５項（単品スライド条項）に伴う実施フロー

期限等	手続き項目	様式等
	既済部分検査	○一関市営建設工事請負契約書別記第37条第２項に基づく受注者からの請求は第６号 ○一関市営建設工事請負契約書別記第37条第３項に基づく発注者からの通知は第６－１号
7日以内	請求日	○一関市営建設工事請負契約書別記第25条第５項に基づく受注者からの請求は第１－１号のほか以下の添付資料を提出。なお、実勢単価でのスライド額の算定を希望する場合は、第１－２号を提出。 添付資料 ・請負代金額変更請求概算計算書 ・別紙内訳表 ・購入先の見積書 購入価格での変更とする場合は、購入先以外の見積書を2社以上提出すること
	スライド額協議開始日の通知	○一関市営建設工事請負契約書別記第25条第８項に基づく発注者からの通知は第2号を送付。
	①対象材料の証明 ②単品スライドの適用確認 ③スライド概算額の算定	
2月以上 14日以 原則45日以内	スライド額協議開始	○一関市営建設工事請負契約書別記第25条第７項に基づく受注者からの協議は第3号のほか以下の添付資料を提出。 添付資料 ・請負代金額変更請求計算書 ・別紙内訳表 ・対象材料の搬入又は購入の月及び数量がわかる資料
	スライド額算定	
	スライド額決定	○一関市営建設工事請負契約書別記第25条第７項に基づく発注者からの協議は第４－１号のほか以下の添付資料を送付。 単品スライド条項の適用が認められない場合は第４－２号を送付。 添付資料 ・対象材料内訳表 ・スライド額計算書 ○一関市営建設工事請負契約書別記第25条第７項に基づく発注者からの承諾は第5号を提出。
	変更契約	
	工期末	